

# 移住・定住支援

## 定住促進・助成制度等

問 定住支援課 ☎53-5835

### ● 定住促進住宅取得助成金

市内に住宅を取得し居住した人に対し、助成金を交付します。

- ▶ 対象者 ● 新婚者(婚姻日から5年以内)
  - 転入者(転入日から3年以内)
- ▶ 対象経費 ● 住宅取得費(新築、建売、中古)
  - リフォーム工事費(住宅を取得した人に限る)
- ▶ 助成額 ● 新婚者 対象経費の10%(上限100万円+児童加算)
  - 転入者 対象経費の10%(上限50万円+児童加算)

※児童加算…上限額に15歳未満の児童1人当たり10万円を加算します。

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



### ● 定住促進奨学金返還助成金

若者の移住・定住を促進し、定住人口の増加を図るため、住所を有する就業者のうち、大学等の在学中に借り入れた奨学金等を返還されている人に対し、その一部を助成します。

- ▶ 対象者
  - 30歳未満の方で、大学等卒業後3年以内の人
  - 富山県内もしくは石川県内に勤務している人
  - 奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていない人
- ▶ 助成期間 受給要件を満たした月の翌月から最大36か月

▶ 助成額 返還月額額の1/2(上限1万円)  
 ※詳細は、市ホームページをご確認ください。



### ● 結婚新生活支援補助金

令和8年1月1日以降、新たに婚姻した39歳以下の夫婦に対し、引越やアパートの家賃等、費用の一部を助成します。(所得制限:世帯合計500万円未満)

- ▶ 助成額
  - 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円
  - 上記以外の39歳以下の世帯 上限30万円
- ▶ 対象となる経費
  - 賃貸住宅契約時に支払った敷金・礼金、月々支払った家賃、共益費
  - 引越事業者等への支払費用

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



### ● 移住支援事業

#### ✿ 移住支援金

東京23区在住者又は23区への通勤者が本市に移住し、県が開設するマッチングサイト「就活ラインとやま」に、移住支援金の対象として掲載された中小企業等に就職、地域の課題の解決に資する社会的事業を新たに起業した場合、東京23区で就業したまま本市に移住し、引き続き業務をテレワークで実施する人等に移住支援金を支給します。

- ▶ 助成額
  - 単身世帯の場合:60万円
  - 2人以上世帯の場合:100万円
  - 18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算(起業の場合は、別途、県から最大200万円を支給)

※詳細は、市ホームページをご確認ください。



#### ✿ 地方就職学生支援金

東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の大学を卒業した学生の、小矢部市への移住を伴う県内就職を支援するために、1人1回まで交通費及び移転費を助成します。

- ▶ 助成額
  - 交通費 往復交通費の50%(上限12,960円)
  - 移転費 移転に要した実費の額(上限81,500円)

※詳細は、定住支援課までお問い合わせください。



移住・定住支援

広告

#### 総合建設業・設計施工



株式会社 吉田組

小矢部市綾子5268番地

TEL:0766-67-0710

FAX:0766-68-2714

E-mail: info@yoshidagumi.co.jp

創業150年 皆様に愛される会社でありたい



土地・建物・新築  
中古物件・アパート  
貸家・店舗・倉庫



空き地・空き家 お気軽にご相談ください

しょう じん  
有限会社 庄甚

小矢部市本町3-50(庄甚ビル2F)

TEL 0766-67-1227

FAX 0766-54-5564

E-mail: shojin@bloom.ocn.ne.jp



## 空き家

### ● 空き家・空き地情報バンク

- 市内に所有している空き家・空き地を売りたい・貸したい人
  - 小矢部市の空き家・空き地を買いたい・借りたい人
- 小矢部市空き家・空き地情報バンクへぜひ登録ください。**

空き家・空き地情報バンクに物件を登録することで・・・

- 市ホームページ等へ掲載されますので、全国の幅広い方々に物件を紹介することができます！
- 条件により空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金制度を利用することができます。

詳しくはご相談ください。

### ● 空き家・空き地情報バンク活用促進事業助成金

小矢部市空き家・空き地情報バンクを利用して、売買・賃貸が成立・契約し、条件に該当する場合は、助成金を交付します。  
※提出書類等詳細は市ホームページをご確認ください。



#### ✿ 住宅売却促進助成金

空き家バンクを通じて売買契約をされた場合、助成金を交付します。

##### ▶ 助成額

- 所有者 建物の売買代金の10% (上限5万円)
- 購入者 建物の売買代金の10% (上限10万円)

#### ✿ 賃貸借促進助成金

空き家バンクを通じて1年以上の契約を締結された場合、助成金を交付します。

##### ▶ 助成額

- 所有者 空き家の賃料(1年間の賃料相当額)の20% (上限5万円)
- 賃借者 空き家の賃料(1年間の賃料相当額)の20% (上限10万円)

#### ✿ 家財道具等処分費助成金

空き家・空き地情報バンクを通じて、売買契約をされた場合に、家財道具等の片付けに係る費用を助成します。

##### ▶ 対象者 空き家の所有者(売主)

- ▶ 助成額 家財道具等の片づけ費用の50% (上限10万円)

### ● 空き家バンク活用リフォーム事業補助金

小矢部市空き家・空き地情報バンクに登録のある住宅を取得し、自ら住むためにリフォーム工事を行う人に対し、その経費の一部を助成します。

##### ▶ 対象経費

市内業者が施工する50万円以上の工事

##### ▶ 助成金額

対象経費の10% (上限20万円)

※事前に手引きを確認し、**工事着工前に申請してください。**

※提出書類等詳細は市ホームページをご確認ください。



## 住宅の新築・リフォームに関するその他の助成制度

### ● おやべの木活用促進事業補助金

問 農林課 ☎53-5849

小矢部市産の木材を3立方メートル以上使用して1戸建ての住宅などを新築、増改築、修繕又は模様替えをされる場合に、50万円を限度に補助します。

※補助金額は、小矢部市産材の使用量1立方メートルあたり2万円です。

### ● 下水道水洗化促進助成金

問 上下水道課 ☎53-5804

下水道の処理区域内で、供用開始から3年以内に既存建物において下水道に接続する排水設備工事を実施した場合に5万円を限度に助成金を交付します。

※詳しくは76ページをご覧ください。

### ● 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

問 上下水道課 ☎53-5804

下水道事業計画区域外(浄化槽整備区域を含む)及び下水道事業計画区域内のうち下水道未整備区域において、合併処理浄化槽設置工事を実施される人に対し設置費用等の一部を補助します。

※詳しくは77ページをご覧ください。

### ● 高齢者が住みよい住宅改善支援事業補助金

問 健康福祉課 ☎67-8605

市民税非課税世帯で65歳以上の高齢者が居住する住宅について、高齢者対応の改良工事をされる場合、補助対象工事費の3分の2(上限30万円)を助成します。

※詳しくは59ページをご覧ください。



移住・定住支援